

平成 2 7 年 6 月 定例会 付議案件一覧

平成 2 7 年 6 月 1 2 日現在

先議案件	3 件	(条例＝ 1 件、予算＝ 2 件)
報告案件	3 件	(予算関係＝ 3 件)
議案案件	1 0 件	(条例専決承認＝ 2 件、予算専決承認＝ 1 件、条例＝ 4 件、予算＝ 1 件、単行＝ 2 件)
諮問案件	1 件	(人権擁護委員候補者 1 名)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎先議を依頼する分（3 議案）

○ 条例議案 1 件 新旧対照表を参照			ページ
1	議案第 6 7 号	都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	67
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、本年 4 月から低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行うこととされたことに伴い、本市介護保険事業においても法令等に基づき保険料軽減強化を図るため、所要の改正を行うもの		

○ 予算議案 2 件			ページ
2	議案第 7 0 号	平成 2 7 年度都城市一般会計補正予算（第 2 号）	※
3	議案第 7 1 号	平成 2 7 年度都城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	※

◎通常審議分

○ 報告案件 3 件			ページ
4	報告第 3 号	平成 2 6 年度都城市一般会計予算継続費繰越計算書及び平成 2 6 年度都城市工業用地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告について	1
5	報告第 4 号	平成 2 6 年度都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成 2 6 年度都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成 2 6 年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成 2 6 年度都城市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成 2 6 年度都城市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	7
6	報告第 5 号	平成 2 6 年度都城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	15

○ 承認議案 3 件 専決処分した事件の報告及び承認（条例 2 件、予算 1 件）			ページ
7	議案第 6 2 号	専決処分した事件の報告及び承認について （都城市税条例等の一部を改正する条例）	17
	地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間が平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで 1 年半延長されたこと等に対応するため、所要の改正を行うもの		

	議案第 6 3 号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	39
8	地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、国民健康保険税等の賦課限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの		
9	議案第 6 4 号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成 2 6 年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 4 件 新旧対照表を参照

ページ

	議案第 6 5 号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
10	長期優良住宅の認定申請の際に、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書を添付した場合の認定審査に係る手数料等を定めるほか、認可地縁団体の所有する不動産の移転登記等に係る公告結果証明の交付手数料を定めるため、所要の改正を行うもの		45
	議案第 6 6 号	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
11	労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員の損害補償に係る介護補償の額についても同様の増額改定を行うため、所要の改正を行うもの		63
	議案第 6 8 号	都城市都城歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について	
12	都城市都城歴史資料館の入館料の納付に係る条文を整備するため、所要の改正を行うもの		71
	議案第 6 9 号	都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
13	企業職員に係る管理職員特別勤務手当について、平成 2 7 年 3 月 2 4 日に公布した都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例において改正した一般職の職員に係る当該手当の支給基準に準じて支給するため、所要の改正を行うもの		75

○ 予算議案 1 件

ページ

14	議案第 7 2 号	平成 2 7 年度都城市一般会計補正予算 (第 3 号)	※
----	-----------	------------------------------	---

○ 単行議案 2 件

ページ

	議案第 7 3 号	財産の取得について	
15	消防ポンプ自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、株式会社武田ポンプ店都城営業所が、1 千 3 4 9 万 6 千 7 7 0 円（税込み）で落札したので、同社との契約の締結について議会の議決を求めるもの		79

16	議案第 7 4 号	財産の処分について	83
	都城インター工業団地穂満坊地区の分譲地を株式会社隅倉に 1 億 9 千 8 3 5 万 2 千 9 0 0 円で売却することについて、議会の議決を求めるもの		

○ 諮問案件 1 件			ページ
17	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※

報告第3号

平成26年度都城市一般会計予算継続費繰越計算書及び平成26年度都城市
工業用地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、
継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月12日提出

都城市長 池 田 宜 永

平成 2 6 年度 都城市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成 2 6 年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額
				予算計上額	前年度繰越繰越額	計	
35 商工費	5 商工費	中心市街地中核施設整備支援事業	4,454,100,000	1,212,177,000	0	1,212,177,000	1,147,967,508
40 土木費	20 都市計画費	早水公園整備事業	3,264,000,000	192,547,000	0	192,547,000	107,584,835
40 土木費	20 都市計画費	高崎地区土地区画整理事業	3,467,685,000	23,000,000	14,741,000	37,741,000	16,612,000

(単位：円)

残 額	翌年度繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
		繰 越 金	特 定 財 源		
			国・県支出金	地 方 債	そ の 他
64,209,492	64,209,492	61,209,492	3,000,000	0	0
84,962,165	84,962,165	2,154,165	42,108,000	40,700,000	0
21,129,000	21,129,000	21,129,000	0	0	0

平成 2 6 年度 都城市工業用地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成 2 6 年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額
				予算計上額	前年度繰越額	計	
5 工業用地造成事業費	5 工業用地造成事業費	工業用地造成事業	855,598,000	525,809,000	15,430,000	541,239,000	276,220,800

(単位：円)

残 額	翌年度繰越繰越額	左 の 財 源 内 訳			
		繰 越 金	特 定 財 源		
			国・県支出金	地 方 債	そ の 他
265,018,200	265,018,200	18,200	0	265,000,000	0

報告第4号

平成26年度都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成26年度都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成26年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成26年度都城市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成26年度都城市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月12日提出

都城市長 池 田 宜 永

平成26年度 都城市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業（地方創生先行型）	11,918,000
		移住・定住推進事業（地方創生先行型）	3,515,000
		ふるさと納税推進事業（地方創生先行型）	4,779,000
		都城PR全国発信事業（地方創生先行型）	6,698,000
		Love Letter Project（地方創生先行型）	22,701,000
		大書初め大会（地方創生先行型）	3,749,000
		高崎地区縁結び促進事業（地方創生先行型）	2,430,000
		避難所用乳幼児備蓄品整備事業（地方創生先行型）	5,500,000
15 民生費	10 児童福祉費	保育士等研修事業（地方創生先行型）	1,000,000
20 衛生費	10 清掃費	指定ごみ袋事業	21,510,000
		清掃工場管理費	156,254,000
25 労働費	10 労働諸費	雇用促進事業費（地方創生先行型）	23,030,000
30 農林水産業費	5 農業費	活動火山周辺地域防災営農対策事業（茶安定対策）	10,615,000
		市単独農地整備事業（農地整備関連）	1,216,000
		農業水利施設保全合理化事業	36,940,000
	10 林業費	森林整備加速化・林業再生事業（交付金）	149,523,000
35 商工費	5 商工費	買い物困難者支援事業（地方創生先行型）	12,240,000
		連携型イルミネーション事業（地方創生先行型）	19,639,000
		「肉と焼酎のふるさと・都城」推進事業（地方創生先行型）	29,626,000
		プレミアム付商品券発行事業（地域消費喚起等型）	384,000,000
		パークゴルフ場整備事業	42,843,000
		四方面山整備事業	19,332,000
		「肉と焼酎のふるさと・都城」花火大会事業（地方創生先行型）	5,300,000
40 土木費	5 土木管理費	住宅・建築物耐震診断事業	3,317,000
	10 道路橋りょう費	郡元東南地区緊急整備事業	25,000,000
		臨時地方道整備事業	132,176,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11,918,000	0	10,000,000	0	0	0	1,918,000
3,515,000	0	3,339,000	0	0	0	176,000
4,779,000	0	4,540,000	0	0	0	239,000
6,698,000	0	3,349,000	0	0	0	3,349,000
22,701,000	0	21,566,000	0	0	0	1,135,000
3,749,000	0	3,562,000	0	0	0	187,000
2,430,000	0	2,309,000	0	0	0	121,000
5,500,000	0	5,225,000	0	0	0	275,000
1,000,000	0	950,000	0	0	0	50,000
21,142,080	0	0	0	0	0	21,142,080
23,676,000	0	0	0	0	0	23,676,000
23,030,000	0	22,162,000	0	0	169,000	699,000
10,615,000	0	0	10,615,000	0	0	0
349,200	0	0	0	0	0	349,200
11,708,000	0	0	5,854,000	5,200,000	0	654,000
149,523,000	0	0	149,523,000	0	0	0
12,240,000	0	11,628,000	0	0	0	612,000
19,639,000	0	18,657,000	0	0	0	982,000
29,626,000	0	27,562,000	0	0	0	2,064,000
384,000,000	0	335,241,000	48,003,000	0	0	756,000
42,843,000	0	0	0	0	0	42,843,000
19,332,000	0	0	0	0	0	19,332,000
5,300,000	0	5,035,000	0	0	0	265,000
3,317,000	0	1,658,000	0	0	0	1,659,000
25,000,000	0	0	0	23,700,000	0	1,300,000
126,130,000	0	0	0	0	0	126,130,000

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	一般改良単独事業（一般分）	65,619,000
		道路改良事業（下是・池之原線）	17,610,000
		道路改良事業（乙森・修行線）	11,131,000
		道路改良事業（街区三股線）	29,030,000
		道路改良事業（修行・田中線）	44,195,000
		道路改良事業（上町桜木線）	29,620,000
		道路改良事業（母智丘通線）	84,391,000
		山之口ＳＡスマートＩＣ整備事業	108,093,000
	15 河川費	小田川整備事業	32,700,000
	20 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業（鷹尾上長飯通線）	306,100,000
		街路整備事業（穂満坊桜木線）	65,338,000
		高城運動公園整備事業	405,000,000
		クリーンセンター周辺広場整備事業	80,000,000
50 教育費	15 中学校費	教育総務管理費（中学校）	6,981,000
		中学校運動場改修事業	43,200,000
	20 社会教育費	都城島津邸本宅写真展開催事業（地方創生先行型）	5,583,000
55 災害復旧費	10 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地農業用施設災害復旧事業	34,423,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
65,132,000	0	0	0	22,500,000	0	42,632,000
786,000	0	0	0	0	0	786,000
6,768,000	0	0	0	6,400,000	0	368,000
15,239,000	0	0	0	14,400,000	0	839,000
25,720,119	0	0	0	24,400,000	0	1,320,119
28,794,000	0	0	0	27,300,000	0	1,494,000
84,353,000	0	0	0	80,100,000	0	4,253,000
104,872,029	0	57,652,000	0	44,800,000	0	2,420,029
32,060,000	0	0	0	30,400,000	0	1,660,000
130,428,007	0	80,652,000	0	47,200,000	0	2,576,007
44,095,330	0	0	0	41,800,000	0	2,295,330
405,000,000	0	202,500,000	0	202,500,000	0	0
48,680,000	0	0	0	46,200,000	0	2,480,000
6,518,000	0	0	0	0	0	6,518,000
43,200,000	0	14,544,000	0	28,600,000	0	56,000
5,583,000	0	5,304,000	0	0	0	279,000
10,605,800	0	0	8,689,000	800,000	0	1,116,800

平成26年度 都城市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 下水道事業費	5 中央・都城処理区下水道事業費	公共下水道事業（補助事業）	142,454,000
		公共下水道事業（起債単独事業）	78,497,000

平成26年度 都城市農業集落下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 農業集落下水道事業費	10 安久地区農業集落下水道事業費	安久地区管理費	13,100,000

平成26年度 都城市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 総務管理費	一般管理事務費	6,059,000
	15 介護認定審査会費	要介護認定調査等事務費	3,888,000

平成26年度 都城市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
5 簡易水道事業費	7 簡易水道事業費	浄水場等整備事業	57,100,000
		簡易水道統合事業	7,000,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
104,179,000	490,000	52,089,000	0	51,600,000	0	0
11,248,000	648,000	0	0	10,600,000	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
13,100,000	13,100,000	0	0	0	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6,058,800	3,029,800	3,029,000	0	0	0	0
3,888,000	1,944,000	1,944,000	0	0	0	0

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
24,600,000	100,000	0	0	24,500,000	0	0
4,000,000	100,000	0	0	3,900,000	0	0

報告第 5 号

平成 26 年度都城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、平成 26 年度都城市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 27 年 6 月 12 日提出

都城市長 池 田 宜 永

平成26年度都城市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金	収益的収入			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設26第34号 母智丘通線（1工区）配水管布 設工事	円 32,002,472	円 0	円 32,002,472	円 32,002,472	円 0	円 0	円 0	並行工事の相手方である道路公園視察注の 道路改良工事が繰越工事となったことによ り影響を受けたもの
		建設26第35号 母智丘通線（2工区）配水管布 設工事	円 31,670,431	円 0	円 31,670,431	円 31,670,431	円 0	円 0	円 0	並行工事の相手方である道路公園視察注の 道路改良工事が繰越工事となったことによ り影響を受けたもの
		建設26第34号 母智丘通線（1工区）配水管布 設工事	円 325,528	円 0	円 325,528	円 0	円 325,528	円 0	円 0	並行工事の相手方である道路公園視察注の 道路改良工事が繰越工事となったことによ り影響を受けたもの
1 事業費用	1 営業費用	建設26第35号 母智丘通線（2工区）配水管布 設工事	円 233,569	円 0	円 233,569	円 0	円 233,569	円 0	円 0	並行工事の相手方である道路公園視察注の 道路改良工事が繰越工事となったことによ り影響を受けたもの
		総係26第10号 都城市水道事業変更認可申請書 （第2回変更）作成業務委託	円 7,560,000	円 0	円 7,560,000	円 0	円 7,560,000	円 0	円 0	都城市水道事業の既認可に基づき、新たに 4水源を追加、供用することを目的とした 変更認可申請書を作成する業務であるが、 許認可庁である県衛生管理課との協議に不 測の日数を要し、履行期間内の完成が困難 となったもの
		合 計	円 71,792,000	円 0	円 71,792,000	円 63,672,903	円 8,119,097	円 0	円 0	

議案第 6 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、「都
城市税条例等の一部を改正する条例」について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

専決第 18 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例等の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成 27 年 3 月 31 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例等の一部を改正する条例

(都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所

の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第153条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったと

きは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「借家住宅」を「貸家住宅」に改め、同項第1号、第5項第1号及び第6項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「高齢者等居住改修専用部分」を「高齢者等居住改修専有部分」に改め、同項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成

28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条（見出しを含む。）及び第23条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改める。

附則第25条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条都城市税条例第23条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条中都城市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1

号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、第2号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中都城市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中都城市税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中都城市税条例附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに第2条中都城市税条例等の一部を改正する条例第1条都城市税条例の一部を改正する条例第23条第2項の改正規定並びに次条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中都城市税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出

する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第23条第2項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前行われる旧条例36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の都城市税条例（以下「旧条例」という。）第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する

申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
---------	----------	--

第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに

規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。） 附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。） 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定

に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成29年10月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び

第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第98条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第98条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第100条の 2 項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第101条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第10項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成30年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成30年10月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第11項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第98条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第12項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第98条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第100条の 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第101条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第12項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第11項

- 13 平成31年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等で

ある場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第13項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第19条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第19条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第19条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第98条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第98条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第100条の 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第101条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第14項において準用する同条第 6 項

第 8 項	第 4 項	第13項
-------	-------	------

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第139条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第149条の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 63 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、「都
城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、別紙のとおり専決処分
したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

都城市長 池 田 宜 永

専決第 19 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 157 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

平成 27 年 3 月 31 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例（平成 1 8 年条例第 1 0 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請又は同法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査
-----------------------------------	---

を

」

「

1 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号（同法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査
-----------------------------------	---

に

」

改める。

別表第2中

「

建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築物の確認の申	基本額	1件	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 7,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 13,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 20,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、
---	-----	----	--

請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査		500平方メートル以内のもの 28,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 48,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 71,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 207,000円 ク 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 311,000円 ケ 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 531,000円	
	構造計算適合性判定加算額	1棟 ア 要判定床面積が500平方メートル以内のもの 209,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、159,000円） イ 要判定床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 209,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、159,000円） ウ 要判定床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 273,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、191,000円） エ 要判定床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 310,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、210,000円）	を

		オ 要判定床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 400,000 円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、260,000 円） カ 要判定床面積が 5 万平方メートルを超えるもの 730,000 円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、420,000 円）
--	--	---

」

「

建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の建築物の確認の申請又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画の通知に対する審査	1 件	ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 7,000 円 イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの 13,000 円 ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 20,000 円 エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの 28,000 円 オ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 48,000 円 カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 71,000 円 キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの 207,000 円 ク 床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 311,000
--	-----	---

に

		円
		ケ 床面積の合計が 5 万平方メートルを超え るもの 531,000 円

」

改め、同表備考 2 を削り、同表備考 1 の番号を削る。

別表第 3 中

「

建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査（同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものを除く。）
建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査（同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものに限る。）
建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築設備の工事完了の通知に対する審査
建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく工作物の工事完了の通知に対する審査
建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の特定工程に係る建築物の工事の検査又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく通知に対する審査
建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築設備の特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 17 項の規定に基づく通知に対する審査
建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に

を

基づく工作物の特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 17 項の規定に
基づく通知に対する審査

「

建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は
同法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査
(同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法
第 18 条第 19 項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものを除
く。)

建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の工事の完了検査の申請又は
同法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査
(同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定工程に係る工事の検査又は同法
第 18 条第 19 項の規定に基づく通知の審査を要した建築物に関するものに限
る。)

建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく
建築設備の完了検査の申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築設備
の工事完了の通知に対する審査

建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 7 条第 1
項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に
基づく工作物の工事完了の通知に対する審査

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の特定工程に係る建築物
の工事の検査又は同法第 18 条第 19 項の規定に基づく通知に対する審査

建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基
づく建築設備の特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 19 項の規定に
基づく通知に対する審査

建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に
基づく工作物の特定工程に係る工事の検査又は同法第 18 条第 19 項の規定に
基づく通知に対する審査

に

改める。

第2条 都城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第5項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 7,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 13,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 23,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 34,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 63,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 108,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 178,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 219,000円 ケ 300戸を超えるとき。 234,000円
事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 51,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 121,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 194,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 384,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 688,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 1,182,000円

を

		キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 2,189,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 3,129,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 3,835,000 円
--	--	---

」

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第5項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 7,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 13,000 円 ウ 5戸を超え 10 戸以下のとき。 23,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 34,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 63,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 108,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 178,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 219,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 234,000 円
登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る	ア 1戸のとき。 15,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 47,000 円

に、

る場合	る住宅が その全部 又は一部 をなす建 築物の住 宅の戸数	ウ 5戸を超え 10戸以下のとき。 76,000 円 エ 10戸を超え 25戸以下のとき。 145,000 円 オ 25戸を超え 50戸以下のとき。 247,000 円 カ 50戸を超え 100戸以下のとき。 392,000 円 キ 100戸を超え 200戸以下のとき。 712,000 円 ク 200戸を超え 300戸以下のとき。 978,000 円 ケ 300戸を超えるとき。 1,176,000 円
事前審査適合計画であ ることを証明する書類 又は登録住宅性能評価 機関により交付された 住宅性能評価書の提出 がない場合	建築物 1 棟の認定 申請に係 る住宅が その全部 又は一部 をなす建 築物の住 宅の戸数	ア 1戸のとき。 51,000 円 イ 1戸を超え 5戸以下のとき。 121,000 円 ウ 5戸を超え 10戸以下のとき。 194,000 円 エ 10戸を超え 25戸以下のとき。 384,000 円 オ 25戸を超え 50戸以下のとき。 688,000 円 カ 50戸を超え 100戸以下のとき。 1,182,000 円 キ 100戸を超え 200戸以下のとき。 2,189,000 円 ク 200戸を超え 300戸以下のとき。 3,129,000 円 ケ 300戸を超えるとき。

		3,835,000 円
--	--	-------------

」

「

基本額	建築物 1 棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部分をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。 7,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 13,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 23,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 34,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 63,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 108,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 178,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 219,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 234,000 円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築計画等が事前審査適合計画である場合を除く。）の申請に対する審査の加	建築物 1 棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部分をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。 38,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 97,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 153,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 316,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 579,000 円

算額		カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 1,017,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 1,907,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 2,772,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 3,429,000 円	を
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる住宅が基準に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅計画等が事前審査適合計画である場合を除く。）の申請に対する審査の加算額	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 6,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 11,000 円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 16,000 円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 32,000 円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 44,000 円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 55,000 円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 99,000 円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 131,000 円 ケ 300戸を超えるとき。 164,000 円	

」

「

基本額（登録住宅性能評価機関により交付さ	建築物1棟の認定	ア 1戸のとき。 7,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。
----------------------	----------	-------------------------------------

れた住宅性能評価書の提出がある場合を除く。)	申請に係る住宅がその全部又は一部分をなす建築物の住宅の戸数	13,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 23,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 34,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 63,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 108,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 178,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 219,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 234,000 円
登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合	建築物 1 棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部分をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。15,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。 47,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。 76,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。 145,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。 247,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。 392,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。 712,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 978,000 円

		ケ 300 戸を超えるとき。 1,176,000 円	に
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築計画等が事前審査適合計画である場合又は登録住宅性能評価機関により、交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。）の申請に対する審査の加算額	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。38,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 97,000 円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 153,000 円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 316,000 円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 579,000 円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 1,017,000 円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 1,907,000 円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 2,772,000 円 ケ 300戸を超えるとき。 3,429,000 円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅計画等が事前審査適合計画である場合又は登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。6,000 円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 11,000 円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 16,000 円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 32,000 円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 44,000 円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 55,000 円	

出がある場合を除く。)の申請に対する審査の加算額	キ 100戸を超え200戸以下のとき。
	99,000円
	ク 200戸を超え300戸以下のとき。
	131,000円
	ケ 300戸を超えるとき。 164,000円

」

改める。

第3条 都城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第5に次のように加える。

14 認可地縁団体に関する証明の交付手数料	認可地縁団体証明書	1件	300円	
	認可地縁団体印鑑登録証明書	1件	300円	
	認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告結果(承諾)証明書	1件	300円	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の都城市手数料条例の規定は、平成27年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の都城市手数料条例の規定のうち、認可地縁団体証明書及び認可地縁団体印鑑登録証明書の交付については、平成27年10月1日以後に申請があったものに適用し、平成27年10月1日前に既に申請が行われたものについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の都城市手数料条例の規定のうち、認可地縁団体の

所有不動産の登記移転等に係る公告結果（承諾）証明書の交付については、平成 27 年 10 月 1 日前に既に当該証明書の交付に係る地方自治法第 260 条の 38 第 2 項に規定する公告を求める申請が行われたものについては、適用しない。

都 使 審 第 3 号
平成 2 7 年 4 月 3 0 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 鶴 田 勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成 2 7 年 4 月 1 4 日付け都財第 3 3 号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

1 認可地縁団体に関する諸証明手数料の制定

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 1] とおり制定することが適当である。

2 長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の制定

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表 2] とおり改定することが適当である。

審議会委員

会 長	鶴 田 勝
委 員	永 野 修一郎
	蓑 原 行 満
	有 馬 妙 子
	倉 吉 悦 子
	岩 井 沙弥花

[別表 1]

種 類	区 分	単 位	金 額	備 考
14 認可地縁 団体に関する証明の交 付手数料	認可地縁団体証明書	1 件	300 円	
	認可地縁団体印鑑登録証明書	1 件	300 円	
	認可地縁団体の所有不動産の登記移 転等に係る公告結果（承諾）証明書	1 件	300 円	

[別表 2]

種 類	区 分	単 位	金 額	備 考
40 長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条に掲げる申請に対する審査	登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 15,000円
			イ 1戸を超え5戸以下のとき。 47,000円	当該認定に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
			ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 76,000円	
			エ 10戸を超え25戸以下のとき。 145,000円	
			オ 25戸を超え50戸以下のとき。 247,000円	
			カ 50戸を超え100戸以下のとき。 392,000円	
			キ 100戸を超え200戸以下のとき。 712,000円	
			ク 200戸を超え300戸以下のとき。 978,000円	
			ケ 300戸を超えるとき。 1,176,000円	
41 長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条に掲げる変更申請に対する審査	登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 15,000円
			イ 1戸を超え5戸以下のとき。 47,000円	当該認定に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
			ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 76,000円	
			エ 10戸を超え25戸以下のとき。 145,000円	
			オ 25戸を超え50戸以下のとき。 247,000円	
			カ 50戸を超え100戸以下のとき。 392,000円	
			キ 100戸を超え200戸以下のとき。 712,000円	
			ク 200戸を超え300戸以下のとき。 978,000円	
			ケ 300戸を超えるとき。 1,176,000円	

議案第 66 号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年条例第 258 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 12 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,290円」を「104,570円」に改め、同項第2号中「56,600円」を「56,790円」に改め、同項第3号中「52,150円」を「52,290円」に改め、同項第4号中「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお従前の例による。

議案第 67 号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例（平成 18 年条例第 159 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 12 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,340円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 8 号

都城市都城歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都城歴史資料館条例（平成 1 8 年条例第 2 7 8 号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都城歴史資料館条例の一部を改正する条例

都城市都城歴史資料館条例（平成18年条例第278号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（入館料）

第7条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		単位	基礎額	単位当たりの入館料の額
一般	個人	1人	200円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの入館料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	団体（20人以上）	同上	150円	同上
高校生	個人	同上	150円	同上
	団体（20人以上）	同上	100円	同上
小学生及び中学生	個人	同上	100円	同上
	団体（20人以上）	同上	50円	同上

備考 「高校生」とは、高等学校（高等専門学校を含む。）又はこれに準ずるものに在学する者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 9 号

都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 8 年条例第 2 9 1
号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 6 月 1 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の
一部を次のように改正する。

第11条中「市長が定める職員」の次に「（次項において「管理監督職員」という。）」を加え、「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等」を「都城市水道企業職員就業規程（平成18年水道事業管理規程第11号）第11条第1項、第12条及び第13条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車（CD - I 型）を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 63 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

都城市長 池 田 宣 永

- | | | | |
|---|-------|---|---------------------------------------|
| 1 | 品 | 名 | 消防ポンプ自動車（CD - I 型） |
| 2 | 数 | 量 | 1 台 |
| 3 | 契約の金額 | | 13,496,770 円 |
| 4 | 相手方 | | 都城市姫城町 16 街区 13 号
株式会社武田ポンプ店 都城営業所 |

議案第 7 3 号関係資料

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車（C D - I 型）
- 2 数 量 1 台
- 3 予定価格 2 1, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 落札価格 1 3, 4 9 6, 7 7 0 円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 落 札 率 6 2. 4 9 %
- 6 指名業者及び入札結果

指名業者	第 1 回入札金額	摘要
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	1 3, 4 9 6, 7 7 0 円	落札
中村消防防災株式会社 都城営業所	1 9, 4 7 9, 9 7 0 円	
有限会社原口無線	2 1, 4 1 7, 7 7 0 円	
宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所	2 1, 6 3 9, 9 7 0 円	
株式会社ヤマトボーデン	2 4, 8 3 6, 7 7 0 円	

注 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 消防ポンプ自動車（C D - I 型）
- (2) 形 状 低床型 ダブルキャブ 4 ドア
- (3) エ ン ジ ン 1 5 0 P S 以上 水冷直列過給機付ディーゼルエンジン
- (4) トランスミッション オートマチック（スムーサー E x）
- (5) 安全装置・駆動 A B S ・ H S A 付 4 輪駆動
- (6) ポ ン プ 機 能 A - 2 級
- (7) 乗 車 人 員 5 名以上

議案第 74 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年条例第 63 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 12 日提出

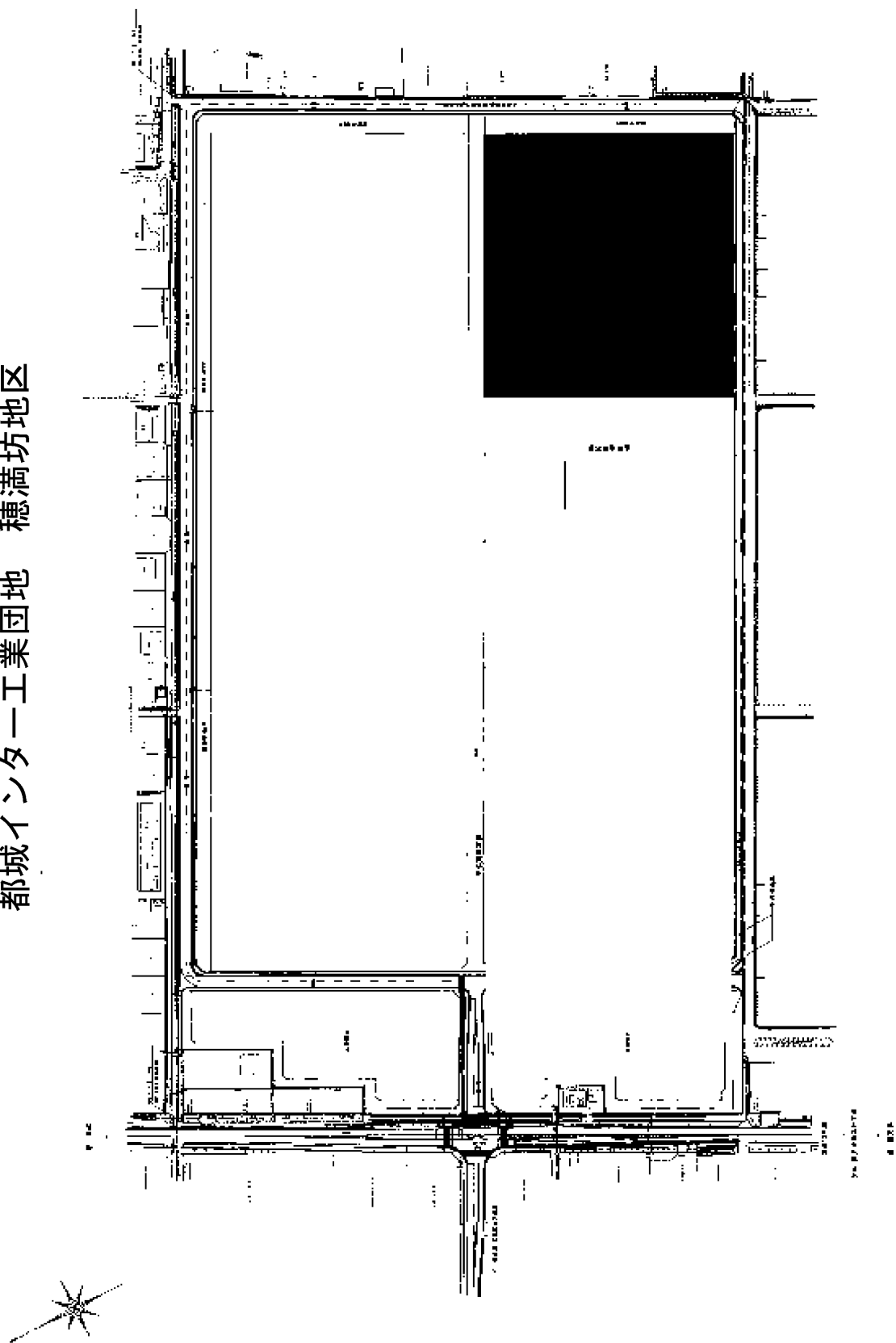
都城市長 池 田 宜 永

- 1 所 在 地 都城市高城町穂満坊字間ヶ塚 237 番 8 の一部
- 2 地 目 宅地
- 3 面 積 19,835.29 平方メートル
- 4 契 約 の 金 額 198,352,900 円
- 5 処 分 の 相 手 方 都城市前田町 4 街区 8 号
株式会社隅倉

(位置図)



都城インター工業団地 穂満坊地区



進出計画概要

- | | |
|-----------|---|
| 1 企 業 名 | 株式会社隅倉 |
| 2 代 表 者 名 | 代表取締役 隅倉 啓造 |
| 3 事業所設置場所 | 都城市高城町穂満坊字間ヶ塚 2 3 7 番 8 の一部 |
| 4 事業所概要 | 敷地面積 19,835.29㎡
延床面積 3,300㎡ |
| 5 設備投資額 | 648,353千円（用地取得費含む） |
| 6 事業内容 | 食品卸売業 |
| 7 操 業 計 画 | 着工予定年月日 平成27年 9月 1日
完成予定年月日 平成28年 3月 1日
操業予定年月日 平成28年 4月 1日 |

会社概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 企 業 名 | 株式会社隅倉 |
| 2 代 表 者 名 | 代表取締役 隅倉 啓造 |
| 3 本社所在地 | 都城市前田町4街区8号 |
| 4 設立年月日 | 昭和25年12月27日 |
| 5 資 本 金 | 3,800万円 |
| 6 事 業 内 容 | 食品卸売業 |
| 7 従 業 員 数 | 48名（平成27年4月現在） |
| 8 沿 革 | 昭和25年12月 都城市前田町に㈱隅倉商店を設立
昭和50年 5月 ㈱隅倉へ社名変更
昭和54年11月 北諸県郡三股町に流通センターを建設
昭和63年12月 都城市志比田町に㈱隅倉冷塩センターを建設
平成 4年 2月 宮崎市に宮崎支店流通センターを建設 |